

## <麻薬取締部>

### 1 5 麻薬取締部

#### (1) 薬物事犯の取締り

##### ① 概要

###### ア 薬物事犯の取締り

麻薬取締部は、薬物犯罪に関する司法警察権を付与された麻薬取締官によって構成され、麻薬、大麻、覚醒剤及び指定薬物などの薬物犯罪の取締りを行っています。

###### イ 各取締機関との連携

###### (ア) 麻薬取締協議会

麻薬取締部では、毎年、薬物犯罪の取締りに関する情報交換や裁判例の分析、捜査上の留意点等に対する検討を行うため、厚生労働省、法務省、財務省、警察庁、海上保安庁及び中国地区管内の警察、税関、海上保安部、NCIS（米合衆国海軍犯罪捜査局）、県薬務主管課等による「中国地区麻薬取締協議会」を開催しています。

###### (イ) 麻薬取締職員会議

上記の麻薬取締協議会に併せて、中国管内の県薬務主管課麻薬取締員による「中国地区麻薬取締職員会議」を開催し、医療用麻薬等が適切に流通するよう監視・監督等に関する会議を行い、各県との連携強化を図っています。

###### (ウ) その他会議

各県が毎年開催する薬物乱用対策推進地方本部会議、税関が各地区で開催する密輸出入取締対策地区協議会等の会議に出席して、薬物事犯取締対策・薬物乱用防止対策について、関係機関と協議しています。

###### (エ) 合同捜査

個々に取り扱う薬物事件については、その性質、内容により、必要に応じ、取締関係機関（警察、海上保安部、税関等）との合同捜査を行っています。

##### ② 実績（平成28年）

###### ア 薬物事犯の取締り

###### ・ 検挙件数、人員

法令別	件数(件)	人員(人)
覚せい剤取締法	4	3
麻薬及び向精神薬取締法	1	1
大麻取締法	27	25
医薬品医療機器等法	1	1
計	33	30

なお、警察との合同捜査はありません。

・押収品目、数量

品 目	数 量
乾燥大麻	3838.338 グラム
大麻樹脂	0.535 グラム
大麻ワックス	0.296 グラム
大麻草	4849 本
覚醒剤	0.122 グラム
指定薬物（液体）	12.4 ミリットル

イ 各取締機関との連携

・会議の開催

中国地区麻薬取締協議会	6月15日（岡山市）
中国地区麻薬取締職員会議	6月16日（岡山市）

（２）鑑定

① 概要

麻薬取締部では薬物犯罪を立証するため、薬物鑑定に関する以下のような業務を行っています。

- ・押収した薬物の定性分析及び定量分析
- ・生体試料（尿、汗、毛髪等）からの規制薬物の検出及び定性分析
- ・信頼性の高い鑑定手法の開発や、新たな規制薬物の鑑定方法の研究

② 実績（平成28年）

鑑定嘱託件数	279 件
検体数	402 検体

（３）正規麻薬等の指導・監督

① 免許、許可等

ア 概要

麻薬、向精神薬等は、中枢神経系に作用して精神機能に影響を及ぼす物質で、その使用方法を誤ると、個人の健康を害するだけでなく各種犯罪の誘因となるなど、公共の福祉に計り知れない危害をもたらす危険な薬物となります。その中には、すぐれた鎮痛、鎮静効果等を有し医療分野に不可欠なものもあります。

そこで、これら麻薬等が横流しされ乱用されないようその使用及び流通を正当な目的（医療及び学術研究）に関するものみに限定してその取扱いを免許制、許可制、登録制とし、国民の健康被害を未然に防止しています。麻薬取締部では、これらの免許業務等を行っています。

イ 実績（平成28年）

種 別	件 数
麻薬関係（麻薬携帯輸出入許可）	12件
向精神薬関係	2件
麻薬向精神薬原料関係	21件
あへん関係	2件

※麻薬小売業者間譲渡許可については、平成28年4月1日に都道府県に権限が委譲されました。

② 立入検査

ア 概要

麻薬取締部では、麻薬や向精神薬などを取り扱う施設（輸入業者、輸出業者、製造業者、卸売業者、病院、診療所、薬局、研究所、大学など）に対して立入検査を実施し、行政指導を通じてその取扱いの適正を図っています。

イ 実績（平成28年）

種 別	件 数
麻薬	148件
向精神薬	115件
覚醒剤、覚醒剤原料	93件

③ 事故麻薬等

ア 概要

麻薬、向精神薬、あへん、覚醒剤等の盗難、所在不明及びその他の事故については、麻薬及び向精神薬取締法等の規定に基づき、厚生労働大臣、地方厚生局長又は都道府県知事に届け出るようになっており、再発しないよう麻薬取締官や麻薬取締員が事故の内容を調査し、指導しています。また、犯罪性の疑いがある場合には捜査に着手することになります。

イ 実績（平成28年）

種 別	滅 失	所在不明	盗 取	その他
麻薬	234件	19件	0件	17件
向精神薬	0件	0件	0件	0件
麻薬等原料	0件	0件	0件	0件
覚醒剤	0件	0件	0件	0件
覚醒剤原料	1件	2件	0件	0件

（4）国庫帰属麻薬等の処分

① 概要

犯罪捜査等により押収された麻薬等は、刑事手続等が終了後、いったん国庫に帰属

し、その大部分は廃棄処分となります。研究用等として必要な薬物は、厚生労働大臣の許可を得て研究用等に再利用する場合があります。麻薬取締部は、これら麻薬等の引継ぎ・廃棄・再交付事務等の業務を行っています。

② 実績（平成28年）

国庫帰属受理件数	47件
----------	-----

※地方検察庁、税関からの引継ぎです。

## （5）薬物中毒者対策

① 概要

麻薬等薬物中毒者に対して、再び中毒や乱用に陥らないよう相談に応じるとともに必要な指導を行っています。

また、毎年、四国厚生支局麻薬取締部と共催で関係機関（精神科医師、精神保健福祉センター職員、保健所職員、保護観察官、刑務官等）との「中国四国地区薬物中毒対策連絡会議」を開催し相談業務の充実、連携を図っており、平成28年度は、11月1日に鳥取県鳥取市において開催しました。

更に、麻薬取締部では、「麻薬・覚醒剤相談電話082-228-8974」を設置し、薬物乱用者の家族などからの相談に応じています。

相談電話の内容は、対象者の性格や行動の変化から薬物中毒ではないかといったものですが、なかでも、覚醒剤中毒になった場合の身体的・精神的変化等への質問が多く、対象者に対する対処方法や病院施設等の紹介を求めたり、また、家族や友人での説得の限界を感じ、第三者への危害が想定されるようになると、逮捕してでも更生させたいといった相談もあります。

そのほか、「薬物乱用防止5か年戦略の加速化プラン」の策定に伴い、初犯者が再び薬物を乱用することのないよう麻薬取締部が検挙した初犯者やその家族に対する「初犯者等に対する再乱用防止対策プログラム」を策定し、平成23年8月1日から開始しています。

② 実績（平成28年）

相談電話受理件数	58件
再乱用防止対策プログラム件数	29件

## （6）薬物乱用防止啓発活動

① 薬物乱用防止教室等への講師派遣

ア 概要

薬物乱用を阻止するためには、新たな乱用者を作らない社会環境を醸成する必要があります。このために、現職麻薬取締官や麻薬取締官OBを学校、各種団体等が主催する薬物乱用防止教室等に派遣しています。

イ 実績（平成28年度）

講師（現職麻薬取締官）を派遣した団体 対象者数	11 団体 1, 265 人
----------------------------	-------------------

② 「ダメ。ゼッタイ。」普及運動

2019年（平成31年）までに薬物乱用を根絶することを目指した「新国連薬物乱用根絶宣言」の支援事業の一環として、官民一体となり国内外における薬物乱用防止に資するための活動を行っています。

③ 不正大麻・けし撲滅運動

ア 概要

「大麻」や「けし」は大麻取締法などの法律で栽培することが規制されていますが、自生の大麻やけしが薬物の乱用者に悪用されることのないようにするため、毎年、5月1日～6月30日の間を不正大麻・けし撲滅運動期間としており、本年もポスター、リーフレット等を掲示・配布するとともに、中国管内各県の保健所職員等と協力して自正大麻・けしの発見・除去を行っています。

イ 実績（平成28年）

除去した「けし」	71,243株
----------	---------

※中国管内集計

④ あへん収納

ア 概要

毎年、中国管内（岡山県）のけし耕作者が採取したあへんの収納を行っており、平成28年は7月8日に行いました。

イ 実績（平成28年）

けし耕作者	2名
あへん収納量	61.03 グラム

⑤ 麻薬・覚醒剤乱用防止運動

ア 概要

国民の薬物乱用防止に対する意識を深めるため、毎年麻薬・覚醒剤乱用防止運動を実施しています。

イ 実績（平成28年度）

11月9日に広島県広島市の広島国際会議場において、厚生労働省と広島県との共催により「麻薬・覚醒剤乱用防止運動広島大会」を開催し、参加者一人一人に薬物乱用による危害を認識させるとともに、乱用防止に対して積極的な姿勢を喚起しました。